

第8回 農業委員会定例総会 議事録

令和6年8月23日（金） 第一会議室 9:30～

○ 議題

議長	<p>(岡山 会長)</p> <p>おはようございます。</p> <p>本日の出席委員は9名中9名で定数に達しておりますので会は成立です。</p> <p>ただいまから、令和6年第8回龍郷町農業委員会定例会を開催します。</p> <p>これから本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程はお手元にお配りした通りです。</p>
	《日程第1》
議長	<p>(岡山 会長)</p> <p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本定例会の議事録署名委員は、会議規則第42条の規定によって、7番 恵島廣光委員、及び8番 岡山チカ子委員を指名いたします。</p>
	《日程第2》
議長	<p>(岡山 会長)</p> <p>諸般の報告を行います。</p> <p>諸般の報告については、活動記録簿の提出をもって報告とします。なお、特別に報告が必要な場合は、《日程第5》その場で発言をお願いいたします。</p>
	《日程第3》
議長	<p>(岡山 会長)</p> <p>議案第28号「龍郷町農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題とします。</p> <p>議案第28号1番について、事務局より議案の朗読及び説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(満尾 次長)</p> <p>議案第28号の議案書をご覧ください。</p> <p>龍郷町農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、1議案1件です。</p> <p>龍郷町長より農業委員会の意見を求める件です。</p>

	<p>龍郷町農業振興地域整備計画の変更に係る意見について 令和6年8月23日提出</p>
事務局	<p>(満尾 次長) この除外の1件の申請につきましては農振の担当者であります農林水産課の森山課長補佐から説明のほどよろしく申し上げます。</p>
農林水産課	<p>(森山 課長補佐) 1番 変更区分「除外」変更しようとする土地の所在、「龍郷町赤尾木字星久保 1560 番 1」、現況地目「畑」、筆数「1」、面積「2,483 m²」、変更前の用途区分「畑」、変更後の用途「一般住宅兼事務所」、補助事業との関連「なし」 説明します。 役場から東へ3.4 km、農用区域の外周部に位置し、北側は公衆用道路（町道）に接して集落が形成されており、南側は宅地及び農地、西側は農地である。 以上で、議案第 28 号 1 番の朗読並びに説明を終わります。</p>
議長	<p>(岡山 会長) ただ今の説明に関連して、手広地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
5番	<p>(福山 委員) 議案第 28 号 1 番について、令和6年8月14日〇〇氏立会いのもとに議案表示の土地について、現地調査をいたしましたので報告いたします。 変更について意見が求められている 赤尾木字番については、平成 13 年に指定を受けたのですが、指定後 23 年を経過した今日、立地条件、地域経済事情にも変動が見受けられます。 ご審議くださるようお願い申し上げ報告といたします。</p>
議長	<p>(岡山 会長) 次に、事前協議の内容及び結果について担当委員から説明をお願いします。</p>
農地利用最適化推進委員	<p>(赤徳地区 節和 推進委員) 議案第 28 号 1 番について、令和6年8月14日、会長・事務局・協議担当者 3番 重山委員と節和の6名により、協議したことについて、担当節和が報告をいたします。 申請者・申請面積・申請内容・信用性について、協議では、適当ではないかと思われれます。以上で報告といたします。</p>

会 長	(岡山 会長) ありがとうございました。これより質疑に入ります。 ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。
2 番	(柳 委員) 除外理由として、現地調査や事前協議として内容はわかりましたが、本来の目的として施設と居住家どちらに重きがあるのか。 両方の理由だとは思いますが、自分としては施設としての目的が大きいのかなと思うのですが
農林水産課	(森山 課長補佐) 現在、事業を行っている事業所を明け渡さなければならず、当初の申請としては事業所が主として利用したいとのことでした。
6 番	(西田 委員) 何の事業所か
事 務 局	(碓山 係長) 放課後児童デイサービスの事業所です。
4 番	(大江 委員) 母親の年齢及び介護度は。
事 務 局	(碓山 係長) 90代、介護度は高い。
6 番	(西田 委員) 貸事業所と自宅、どちらが重点的なのか明確にすべきではないか。
事 務 局	(迫地 局長) 書面からでは、自宅が重点的と思われます。
議 長	(岡山 会長) 他に、質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。それでは採決します。 議案第 28 号 1 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 挙手全員です。 したがって、議案第 28 号 1 番は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議 長	(岡山 会長) 議案第 29 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と

	<p>します。</p> <p>議案第 29 号 1 番について、事務局より議案の朗読及び説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(満尾 次長)</p> <p>議案第 29 号の議案書をご覧ください。</p> <p>農地法第 3 条の規定による許可申請についてですが、当初は 1 議案 2 件でしたが 2 番について、取り下げ願いが提出されたことにより 1 議案 1 件となります。</p> <p>農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。</p> <p>令和 6 年 8 月 23 日提出</p>
事務局	<p>(満尾 次長)</p> <p>1 番 農地の所在、「龍郷町浦字八牧又 1166 番」、地目 登記簿・現況ともに「田」、農振区分「農用地区域外」、面積「548 m²」、権利種別「無償移転」、譲渡人「〇〇氏 龍郷町大勝〇〇」、譲受人「〇〇氏 奄美市名瀬〇〇」。</p> <p>説明します。</p> <p>申請人は、農地拡大のために農地を取得しようとするもので、営農計画書にはパイナップル、スイカ、カボチャを栽培し 2 年後の年間販売計画は 2 万円程度の売上を計画しています。</p> <p>以上で、議案第 29 号 1 番の朗読並びに説明を終わります。</p>
議長	<p>(岡山 会長)</p> <p>ただ今の説明に関連して、浦地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。</p>
8 番	<p>(岡山 委員)</p> <p>議案第 29 号 1 番について、令和 6 年 8 月 14 日〇〇氏立会いのもとに議案表示の土地について、現地調査ならびに関係人からの聴き取りをいたしましたので報告いたします。</p> <p>譲受人〇〇氏は、譲渡人〇〇氏から農地拡大のため、農地法の権限に基づく農地の所有権移転をしようとするものであります。</p> <p>許可申請に必要とする添付書類等については、議案に示されています。</p> <p>ご審議くださるようお願い申し上げ報告といたします。</p>
議長	<p>(岡山 会長)</p> <p>次に、事前協議の内容及び結果について担当委員から説明をお願いしま</p>

	す。
3 番	<p>(重山 委員)</p> <p>議案第 29 号 1 番について、令和 6 年 8 月 14 日、会長・事務局・協議担当者 赤徳地区 節和推進委員と重山の 6 名により、協議したことについて、担当 重山が報告をいたします。</p> <p>申請者・申請面積・申請内容・信用性について、協議では、適当ではないかと思われます。特に、3 条無償移転は子供であることから信用性がある。以上で報告といたします。</p>
議長	<p>(岡山 会長)</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。</p> <p>ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>質疑なしと認めます。それでは採決します。</p> <p>議案第 29 号 1 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第 29 号 1 番は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議長	<p>(岡山 会長)</p> <p>議案第 30 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。</p> <p>議案第 30 号 1 番について、事務局より議案の朗読及び説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(満尾 次長)</p> <p>議案第 30 号の議案書をご覧ください。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、1 議案 1 件です。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める</p> <p>令和 6 年 8 月 23 日提出</p>
事務局	<p>(満尾 次長)</p> <p>1 番 農地の所在、「龍郷町芦徳字上里 1809 番 15」、地目 登記簿・現況ともに「畑」、農振区分「農用地区域内」、面積「493 m²」、権利種別「有償</p>

移転」、譲渡人「〇〇株式会社 奄美市名瀬〇〇」、譲受人「〇〇氏 鹿児島市城西〇〇」

説明します。

申請者は、現在、鹿児島市に居住し、仕事の都合で奄美大島を行き来している者であり、今回、当集落出身の母が居住するための住宅を確保するため当該地に、一般住宅を建設するものである。

申請地は、農用地区域の外周部に位置し、北側及び東側は民家・民地に接し集落が形成されており、西側は公衆用道路、南側は農地である。宅地として使用する面積として申請除外面積は過大とは言えなく、また、現に利用権設定がされていないため、認定農業者等が目指す安定的農業経営や農用地の集団化がそこなわれているとは考えにくく今後も影響するものではないと考えられる。

なお、この申請地は農振除外の申請もしており6月の総会にて意見を求めたところであります。

以上で議案第30号1番の朗読並びに説明を終わります。

議 長	(岡山 会長) ただ今の説明に関連して、芦徳地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
5 番	(福山 委員) 議案第30号1番について、令和6年8月14日、〇〇氏立ち合いのもとに聴き取りをいたしましたので報告いたします。 譲受人〇〇氏は、譲渡人〇〇株式会社から一般住宅建設のため、農地法の権限に基づく農地の転用をしようとするものであります。 許可申請に必要とする書類等については、議案に示されています。 ご審議くださるようお願い申し上げ報告といたします。
議 長	(岡山 会長) 次に、事前協議の内容及び結果について担当委員から説明をお願いします。
3 番	(重山 委員) 議案第30号1番について、令和6年8月14日、会長・事務局・協議担当者 赤徳地区 節和推進委員と重山の6名により、協議したことについて、担当 重山が報告をいたします。 譲受人〇〇氏は母の自宅として建設するものであり、信用性があるものと判断します。基準内であり、周辺農地等の支障について、なしと考えます。確実性について、令和7年度中に建設するというところで、確実なもの

	と認めます。以上で報告といたします。
議長	(岡山 会長) ありがとうございました。これより質疑に入ります。 ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。
議長	(岡山 会長) 質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。それでは採決します。 議案第 30 号 1 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 挙手全員です。 したがって、議案第 30 号 1 番は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議長	(岡山 会長) 議案第 31 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 6 項の規定による届け出について」を議題とします。 事務局より議案の朗読及び説明をお願いいたします。
事務局	(碓山 係長) 議案第 31 号の議案書をご覧ください。 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づき農用地利用集積計画を別紙のとおり解約したので農業委員会の決定を求める。 令和 6 年 8 月 23 日提出 今月の利用権設定の合意解約は、使用貸借権 1 件、1 筆、861 m ² です。 総括表に、期間、面積、等詳細を記載しています。なお、議案書の「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 6 項の規定」とありますのは、「農地法第 18 条第 6 項」の誤りです。修正をお願いします。借り人、貸し人については、添付の資料をご覧ください。 以上の内容は、農地法第 18 条第 6 項の規定に基づき、合意による解約の要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第 31 号の朗読並びに説明を終わります。
議長	(岡山 会長) これより質疑に入ります。 ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。 質疑ありませんか。

	<p>質疑なしと認めます。それでは採決します。</p> <p>議案第 31 号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第 31 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
会 長	<p>(岡山 会長)</p> <p>議案第 32 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。</p> <p>本日配布しています総括表に記載されているとおり 2 件です。事務局より議案の朗読並び説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>(満尾 次長)</p> <p>議案第 32 号の議案書をご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画の決定について意見を求める。</p> <p>令和 6 年 8 月 23 日提出</p> <p>今月の利用権の設定は、賃貸借権 1 件、2 筆、3,360 ㎡、使用貸借 1 件、1 筆、861 ㎡、計 2 件 3 筆、4,221 ㎡です。</p> <p>議案書及び利用権設定明細に、借り人、貸し人、地目等詳細を記載していますので、お目通しください。</p> <p>以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、議案第 32 号の朗読並びに説明を終わります。</p>
議 長	<p>(岡山 会長)</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>質疑なしと認めます。それでは採決します。</p> <p>議案第 32 号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第 32 号は原案のとおり承認することに決定いたしま</p>

		した。
		《日程第4》
議	長	(岡山 会長) 協議事項に入ります。協議すべきことはありませんか。 ・なし
		《日程第5》
議	長	(岡山 会長) その他について何かございませんか。
4	番	(大江 委員) 取り下げについての説明(議案第29号2番) 現地調査の時に土地の登記名義人について説明できなかった。時効取得後の名義人しか全部事項証明書に載せられないため、以前の名義人はわからなかった。それが載っている全部事項証明書の提出は出来ないものか、と代理人に問い合わせたが、そこまでは提出義務はないとのことで断られ、自分で調べた。 時効取得したのちに分筆し、残りの土地は元の名義人に返したいということであった。それが、元の名義人に戻らずに3条取得予定であった譲受人はほぼ関係の無い人物であった。 時効取得についての説明
議	長	(岡山 会長) 他に、ございませんか。 なければ以上でその他を終わります。
議	長	(岡山 会長) これで、本日の日程はすべて終了いたしました。 会議を閉じます。 令和6年第8回龍郷町農業委員会定例会を閉会します。 お疲れ様でした。

閉会 午前10時11分